

## B 侵攻戦争のための戦争法

### あらゆる場面で日米軍事一体化

#### アメリカの戦争のための米軍支援法制

##### 1 米軍支援法制とその構成

米軍支援法制については以下の2つの法案とACSA改定が問題となる。

武力攻撃事態におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案（米軍支援法案）

自衛隊法の一部を改正する法律案

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との協定を改正する協定（ACSA「改定」）

中心となる「武力攻撃事態におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案」（以下米軍支援法という）であるが、この法案の目的は「武力攻撃事態等（武力攻撃予測事態も含む）において、日米安保条約に従って我が国に対する外部からの武力攻撃を排除するために必要なアメリカ合衆国の軍隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他の当該行動に伴って我が国が実施する措置等を定めることにより、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資する」とされている（米軍支援法第1条）。

この法案は、有事法案が一体誰のための法案であり（アメリカ軍及びこれと共同する自衛隊のため）どのような状況を想定した法案であるのか（北朝鮮を中心とする北東アジアの不安定要因に日米が共同で軍事的対処する状況を想定）その本質・狙いが最もあからさまに表明された対処法案の一つであるといえる。その意味で「国民保護法案」と異なり、その狙いや目的がストレートで分かりやすい法案といえよう。

##### 2 地方自治体等の責務、政府の情報提供

武力攻撃事態等において、地方公共団体及び事業者（指定公共機関）は、指定行政機関から「行動関連措置」（＝武力攻撃事態等において、米軍の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他の米軍の行動に伴いわが国が実施する措置であって、自衛隊その他の指定行政機関が実施するもの）に関し協力を求められたときは、応じるように務めることとされている（米軍支援法第5条）。

この「行動関連措置」は対象となる米軍の行動に「準備のための行動」も含まれることともあいまって極めて広範囲のものとなっている。協力努力義務とはいえこのような規定

が置かれた意味は大きい。同じ武力攻撃事態対処法である「国民保護法」において、政府の「調整」「指示」あるいは「執行」などという形で対処措置を実施することが法的に義務付けられている自治体や事業者に対し、有事に際しての米軍支援「協力要請」を行うことは事実上強制にちかいつきである。

そうであればこそ政府は、上記行動関連措置が自治体の行う国民の避難・誘導等の対処措置と抵触する際に、自治体と連絡調整を行う旨規定しているのである（米軍支援法第8条）。「連絡調整」などともっともらしい用語が使用されているが、早い話が「国民保護」を名目に国民保護法制で動員される自治体や事業者も、結局は米軍支援を最優先に協力させられることになるという図式なのである。

また、政府はアメリカと緊密な連絡調整を図るとともに、アメリカ軍の行動地域、行動に関する状況、行動関連措置の実施状況について国民に必要な情報提供を適切に行うこととされている（米軍支援法第7条）。しかしながら米軍支援法の枠組みの中での、「適切な情報提供」という制度的限界は当然内包される。米軍からの情報自体が限定的であるうえ、いつ、どのようなタイミングで、どのような内容の情報を国民に提供するかは、政府の政治判断である。これまでの政府の言動の歴史から見ても、必要な情報を国民が知ることよりも、米軍の利益を最優先にすることは火を見るより明らかではないだろうか。これでは最初から政府は「情報操作を行いますよ」と宣言しているようなものである。

### 3 自衛隊による物品及び役務の提供

米軍支援法第10条では、

内閣総理大臣またはその委任を受けた者は、自衛隊に属する物品の提供を（米軍に）実施することができる。

防衛出動命令を受けた自衛隊は（米軍に）役務の提供を行うことができる。

上記の場合を除き、防衛庁長官は総理大臣の承認を得て自衛隊に（米軍に対する）役務提供を命令することができる。

とされている。なお役務提供を命令された自衛隊の自衛官は必要に応じ武器使用も可能となる（米軍支援法第12条）。

ここでの物品・役務の提供業務とは「補給（弾薬の補給可能）」「輸送（武器・弾薬輸送を含む）」「修理若しくは整備」「医療」「通信」「航空若しくは港湾に関する業務」「基地に関する業務」「宿泊」「保管」「施設の利用又は訓練に関する業務」及びこれらに付帯する業務であり（第10条4項）範囲・対象は事実上無限定である。

その具体的な実施のために、自衛隊法の一部改正が米軍支援法附則において規定されている。同時に、「日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との協定を改正する協定（ACSA）改訂」の承認案が提出されており、これまでPKO活動や国際人道支援活動、周辺事態に

際しての活動に限定されていたのを武力攻撃事態等にも適用可能にしようとしている。

しかも、武力攻撃事態への拡大にとどまらず、「国際の平和及び安全に寄与するための国際社会の努力の促進、大規模災害への対処、その他の目的のために、自衛隊または米軍がそれぞれの法令に従って行うもの」にも適用が拡大されている(改定ACSA第6条1項、前文)。これは、米軍の要請があれば、自衛隊はどこにでも馳せ参じ、米軍に対し必要な物品・役務を提供する義務を負担することを意味している。

さらにこのACSA改訂に伴って自衛隊の米軍に対する物品・役務提供権限の整備のため「自衛隊の一部を改正する法律案」が別途提出されている。また、米軍の行動円滑化のための道路交通法「改正」、さらには防衛施設設置法、武力攻撃事態法、国民保護法(これは米軍支援法と同時に国会に出されたもの)の「改正」が規定されている。

この一連の法律の制定と「改正」によって、文字通り米軍と自衛隊は有事に際して完全に一体となって行動できることになる。それはすなわち、米軍と一体となった集団的自衛権行使に他ならないものであり、これまでの国会における政府答弁の一线を明白に踏み越えることとなるものである。

#### 4 米軍の行動・土地等の強制使用と損失補償

##### (1) 国も国民も米軍を規制できない - 在日米軍の法的地位

武力攻撃予測事態を含む有事に際して、日本国の主権が及ぶ範囲で米軍が行動する。そしてその米軍の行動を円滑にするために米軍支援法ができようとしている。このことの法的意味は極めて重大なものがある。

改めて言うまでもなく、日本国とアメリカ合衆国は法的にはそれぞれが完全な主権国家である。アメリカ軍が日本国内で軍事活動を展開する場合においても、その前提となる行動の自由について、日本国の承認が必要であることは当然であるが、個々の米軍の活動については、米軍の軍事オペレーションにおいて米軍独自の判断で自由に行動するのであり、日本国の法令が直接米軍を拘束することはない。せいぜい日本国の法令を考慮するなり、日本国政府・自治体と事前の連絡・調整を行うという程度である。

つまり、日本国の法令では米軍の行動を直接規制はできないシステムなのである。

だからこそ、在日米軍横田基地や沖縄の嘉手納基地の夜間・早朝の飛行差止訴訟において日本国の裁判所は繰り返し「国には米軍機の活動を規制・制約する権限はない。住民の差止請求は、我が国の権限の及ぶ範囲を越えた事項について裁判所の命令を求めるものであり失当である」としてきたのである(横田基地訴訟に関する平成5年最高裁判決、嘉手納基地訴訟における平成10年福岡高裁那覇支部判決など)。

日本国の主権者である国民であっても、国内で展開する米軍に対しては何ら行動規制を求めることはできない。これは極めて屈辱的な事態ではないだろうか。

## (2) 米軍が国民に被害を及ぼしたら

米軍の行動によって被害が発生したらどうなるのか。米軍支援法では「米軍の行動によって損失を受けた者がいるときは日本国政府がその損失を補償する」として、日本政府による補償を規定している（米軍支援法第14条）。

法案では補償規定の適用場面として、米軍の緊急通行に伴う迂回や妨害車両等の撤去を挙げるが、米軍の行動に伴う損失は決してこれらの限定されるものではないであろう。上記以外により損失を受けた国民に対して政府は一体どのような措置をとるのであるか。

さらに法案では米軍の行動は適法な行動であることを前提としており（だから補償となる）自由に行動する米軍の違法行為（その場合賠償ということになる）を想定した規定にはなっていない。「米軍は国内法令を遵守してくれるはず」とでも言うのであろうか。あるいは「補償も賠償も一本化したものと」とでも言うのであろうか。

ちなみに、「補償」と一口にいうが、結局のところ国民の税金が原資なのである。

## (3) 米軍のための土地・建物の使用

武力攻撃事態に際して米軍に提供する土地・建物が必要な場合には、内閣総理大臣が必要な土地・建物を収用し（国民から召し上げ）それを米軍に提供することになる（米軍支援法第15条）。米軍が自衛隊と共同使用するのなら、自衛隊法第103条の土地・建物の使用で処理できるから、適用されるのは米軍だけが専管する野戦陣地等に必要な場合になるだろう。

土地収用にあたっては、その土地上の立木などを「移動」させ、あるいは「処分」も可能になり、家屋については形状変更も可能となる。「母の大切にしていた桜の木や父が毎日世話をしていた庭園も、米軍支援の前にはまるで無意味」となり、「やっとローンを払い終わった我が家も米軍が形状変更しうる」ことになる（戦争のために使用するのであるから、大切に使うて下さいという方が無理な注文である）。

これに伴う国民の損失は（召し上げた）国が補償することになり、これまた国民の税金である。しかも、使用・収用の対象となる土地等に対する立ち入りを拒否し、妨げた者に対しては罰則規定を置いている（米軍支援法第17条）。

みなさんはこの規定をどのような思われるのであろうか。

これは私たち自由法曹団も総力を挙げて闘った沖縄における米軍（駐留軍）用地収用特別措置法の全国拡大・強化版に他ならない。米軍用地特措法においては、曲がりなりにも収用委員会での公開審理があったし、そこでの地主の意見表明などの手続は一応存在していた。

だが、今回の米軍支援法ではこれらの手続は丸ごと割愛され、しかも罰則付き強制という内容である（法案でもわざわざ「駐留軍用地特別措置法の規定にかかわらず」としている・・・第15条1項）。「いつでも、どこでも米軍の必要あるところ支援あり」である。

まさに国民を人身御供として、身も心も米軍に尽くす・・・それが米軍支援法の真髄と言える。

これが主権国家の法律だと本当に言えるであろうか。

## 5 いま考えなければならないこと

以上、米軍支援法の一通りの分析を試みた。

そこで感じることは、日本政府の異常なまでのアメリカ追随姿勢である。もはやここまで来ればむしろ執念のようなものを感じる。何が日本政府をしてここまでさせているのか。

いま私たちにとって決定的に重要な問題は、なぜ我が国や国民の利益をここまで犠牲にして、アメリカのご機嫌をとる必要があるのか。その理由、背景、その先に待っている近未来の社会像を冷静に考えてみることはなかろうか。

このままアメリカ追随を続け「戦争する道」を進むのか、日本国憲法が指し示す「往くべきは平和の道」を選択するのか。

間違いなく私たちは分岐点にいるのである。

( 西 晃 )

# 臨 検 は 交 戦 権 の 行 使

臨検法案（海上輸送規制法案）がもたらすもの

## 1 臨検法制の構造

政府は、有事関連7法案の一つとして、臨検法案（「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」以下、本稿で「法案」）を提出した。

法案は、

「武力攻撃事態」（武力攻撃が発生した事態または武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態）に際して、

日本の領海または日本周辺の公海において、

防衛出動（自衛隊法第76条1項・「我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」）を命じられた海上自衛隊が、

外国軍用品等（外国軍隊に対する武器等の軍用品や食料、外国軍隊の構成員等）を輸送していると疑われる船舶に対して、

停船検査および回航措置をとるために、

その要件や手続を定めるものである（第1条）。

そして、対象船舶が輸送する外国軍用品等については、新設される外国軍用品審判所の審判にしたがって、廃棄等の処分がなされることになる（第6条）。

## 2 臨検・拿捕は交戦権の内容そのもの

法案でいう「停船検査」「回航措置」とは、交戦国の権利として戦時国際法で認められている「臨検」および「捕獲手続」のことである。

臨検とは、「主として戦時に、船舶や航空機（およびその載貨）を捕獲するにあたって、捕獲理由の有無を確かめるため士官を派遣してその備付書類を検査すること。敵船や敵機であれば、（捕獲免除の特定のものは別として）そのまま、また中立船や中立機であれば封鎖侵破、禁制品輸送、軍事的幫助などによって捕獲の対象となる。捕獲するには、まず敵船か中立船か、敵機か中立機か、さらに中立船や中立機であれば上記の行為の存否を確かめなければならない。その手段が臨検（および搜索）であって、捕獲手続（停戦・降着、臨検、搜索、拿捕、引致、捕獲審検）の一部をなす。」（国際法学会編・国際法辞典703～704頁）とされている。

すなわち、臨検およびその後の捕獲手続は、国の交戦権の行使にほかならない。政府も、「交戦権とは、交戦国が国際法上有する種々の権利の総称であって、相手国兵力の殺傷及び破壊、相手国の領土の占領、そこにおける占領行政、中立国船舶の臨検、敵性船舶の捕獲等を行うことを含む」という見解（1980年10月28日付政府答弁書）を表明してきた。法案は、「国の交戦権は、これを認めない」とする憲法第9条2項に真っ向から反するものである。

## 3 これまでの政府解釈にも背反・武力行使を正面から容認

臨検を行うには、対象となる船舶を停船させて海上自衛隊員が当該船舶に乗り込む必要がある。問題は、停船命令に応じない場合にどのような手段を用いるかということである。

法案は、当該船舶が停船命令に応じない場合は、「接近、追尾、伴走又は進路前方における待機を行って、繰り返し進行の停止を命ずるものとする」（第17条2項）その場合、「自衛艦旗を掲げるほか、必要に応じ、呼びかけ、信号弾及び照明弾の使用その他の適当な手段により、自己の存在を示すものとする」（同条3項）としている。さらに、法案は、「当該船舶の進行を停止させるために他に手段がないと信ずるに足りる相当な理由があるときは」、「その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる」と規定する（第37条2項）。ここでいう「武器使用」の内容としては、警告（威嚇）射撃、それでも応じなければスクリューなどを狙った船体への危害射撃、「最終的には」撃沈もありうる」と報じられている（『朝日新聞』・2004年2月18日）。

臨検に関連して、2000年12月に「周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する

る法律」(船舶検査法)が成立した。当時、政府は、同法の「船舶検査」と交戦国が実施する臨検とは別であると説明していた。そのため、この法律でいう「船舶検査」は、「貿易その他の経済活動に関する規制措置」について当該船舶の「旗国の同意を得て」行うものとされていた(同法第2条)。また、停船措置についても、強制的な停船措置を含む臨検は憲法が禁じる交戦権の行使にあたるため、同法では、停船命令に従わない船舶に対する武器使用は認められなかった(同法第6条)。

ところが、今回の法案は、従来の政府解釈すら投げ捨てて、交戦権の内容である「臨検」を正面から認め、対象船舶を強制的に停船させるための武力行使をも公然と認めるものとなっているのである。

#### 4 臨検活動が引き起こす深刻な事態

法案によると、臨検を行う場所は、「我が国領域又は我が国周辺の公海」のうち防衛庁長官が定める「実施区域」であり(第4条)相当広い範囲に及んでいる。

また、臨検を行うことができるのは、「実施区域を航行している船舶が外国軍用品等を輸送していることを疑うに足りる相当な理由があるとき」(第16条)とされている。つまり、対象となる船舶は交戦相手国のみならず第三国も含んでおり、かつ、「疑い」で足りるとされている。

そうすると、日本周辺の公海を航行している第三国の船舶に対して、海上自衛隊が臨検を行い、当該船舶を日本の港湾に回航し、積み荷を引き渡させて廃棄するという事態が生じることになる。臨検の対象となった第三国からみれば、日本から戦争をしかけられたと受け止められることは十分予想されるところである。臨検が国際的紛争を引き起こしたことは過去にも多くの実例がある。すなわち、臨検は、国際紛争の拡大など深刻な外交問題を引き起こしかねない。

何よりも、日本が領海及び周辺の公海で臨検を行うということは、諸外国とくにアジア諸国からみれば、日本が再び戦争をする国になったことを宣言することに等しいものであり、周辺諸国に大きな脅威を与えかねないものである。

憲法第9条2項に明白に違反し、かつ国際的な緊張を高める法案の成立を許してはしてはならない。

( 加 藤 健 次 )

# そこのけそこのけ米軍が通る

## 交通通信管制法案（特定公共施設利用法案）

### 1 交通通信管制法案の目的

「武力攻撃事態」「武力攻撃予測事態」とは、米軍の先制攻撃によって始まった戦争で日本が、相手国の反撃の脅威にさらされる状況である。わが国の領土と周辺で日米両軍の大規模な作戦が展開される。

この作戦を支えるための兵員や補給物資の輸送量は膨大なものとなる。作戦中の米陸軍1箇師団は1日あたり4000トンの補給を必要とする。日本の港湾、空港が大混雑し、道路が渋滞することは必至であろう。また、膨大な電波が発射され、混信の発生が予測される。

そこで、港湾・飛行場・道路・海域・空域および電波を「特定公共施設」と規定し、その利用について「調整」をはかるのが、交通通信管制法案＝特定公共施設利用法案の目的である（第1条 本稿で「法案」とは交通通信管制法案）。

### 2 交通通信管制法案の仕組み

#### (1) 最優先は米軍・自衛隊

港湾、飛行場、道路および電波の利用については、優先順位を定めてこれを強制する。

しかし、この優先順位は法案自体にはさだめられていない（第6条等）。すべては対策本部長（首相）がのちにさだめる「指針」に丸投げされる。「白紙委任法」なのである。

有事法制推進論者は、「自衛隊の超法規的行動を許さないために法律で規制する必要がある」と言ってきた。しかしここには「法律の規制」は存在しない。また、この法律がじっさいにどのような法規範として機能するのか、主権者である国民にもこの法案を審議する国会議員にも知らされない。国民と国会を軽視するものである。

それにもかかわらず、「指針」によって優先順位が、「第1位米軍、第2位自衛隊、第3位民間」とさだめられることは確実であろう。武力攻撃事態等の本質が、米軍の先制攻撃による戦争に自衛隊が共同するところにあるからである。

そのようなことを許してよいのかがまず鋭く問われなければならない。

#### (2) 優先順位を実現させるための手法

まず、対策本部長が港湾管理者にたいし特定の者に優先利用させることを「要請」する（第7条1項）。要請を受けた港湾管理者は、港湾利用の許可などの処分を変更または取り消し、停泊中の船舶の「移動」すなわち港外への退去を命ずることができる（第8条）。

港湾管理者がこれに従わないときは、内閣総理大臣がその実行を「指示」する（第9条



1項) それでも優先利用が確保できない場合は、内閣総理大臣が国土交通大臣を指揮して処分の変更・取り消しまたは強制退去を強行する(第9条3、4項) 実力行使である。

これは周辺事態法にもない強権の発動である。

飛行場についても同様である(第10条)

道路については「指針」で優先順位をさだめ、その実現は警察による交通規制で可能となる(第12条)

電波の利用についても対策本部長が「指針」をさだめ(第17条) 武力攻撃・同予測事態への対処措置や国民「保護」のための措置に必要な無線通信を最優先させる(第18条)

これに対し、海域および空域については、同じく「指針」をさだめ(第13条、第15条) 特定の海域を航行できる船舶または時間を制限し(第14条) また航空法所定の制限を強化して実行する(第16条) このうち海域に関する制限に違反した者は懲役3月以下または30万円以下の罰金に処せられる(第20条) 航空法違反の行為についても処罰規定がある。

### (3) 武力攻撃事態以外への拡張

この交通通信管制法の適用範囲は、武力攻撃事態・予測事態に限られない。日米安保条約にもとづく米軍の行動にも国民「保護」法にもとづく措置にも適用される(第2条2項) さらに大規模テロなどにたいする「緊急対処事態」についても、その一部が準用される(第21条)

## 3 港湾・空港などの軍事利用はなにをもたらすか

わが国は、食糧の6割を海外からの輸入に頼り、燃料のほとんどすべてを海外に依存している。経済の大きな部分を、自動車、電化製品などの輸出に負っている。世界第2位のGDPを示す国内生産も、陸海空の交通に支えられていることは自明であろう。そこに、米軍・自衛隊を最優先とする交通規制が、首相の強権発動や罰則をもって強制されたら、どうなるのであろうか。

羽田発福岡行きの民間航空機が、福岡空港から「排除」され鹿児島空港へ着陸させられる。東京港発別府行きのフェリーが高松港に入港させられてしまう。

大多数のタンカーや貨物船が沖合での停泊を余儀なくされ、輸出も輸入もほとんどストップ。陸路は、兵員や軍事物資を満載した大型トレーラーやトラックのコンボイ(車列)であふれ、バスなどの公共交通をのぞく民間車輛の交通は全面的に規制される。一部の軍事産業をのぞく多くの工場では原料や部品、燃料の不足から生産中止に追い込まれよう。

経済活動は大打撃をうけ、国民の営業や生活も深刻な危機に陥る・・・これが、交通通信管制法の適用によって想定される、この国の社会の状況である。

日本がどこかの国家(または準国家勢力)から侵略された場合なら、これもやむを得な

いかかもしれない。しかしその可能性がないことを政府も認めている。武力攻撃事態法が想定する戦争とは、イラク戦争と同じように、アメリカが日本周辺の国に先制攻撃をしかけ、相手国の反撃が日本に向けられる状況である。これは、アメリカの、アメリカによる、アメリカのための侵略戦争にほかならない。

日本はこのような侵略戦争に加担するのではなく、国際法上の中立宣言をし、アメリカにも相手国にもいっさいの軍事的協力を拒否することによって、わが国への軍事攻撃の危険を軽減させるべきである。これが現実的かつ国際法に適合した賢明な措置である。

それならば、こんな法律は必要ないのである。

( 松 井 繁 明 )

## 戦争をするための「ルール」= 交戦法

捕虜法・人道法・ジュネーブ条約付属議定書

### 1 捕虜法・人道法の性格・問題をとらえるか

「武力攻撃事態における捕虜・文民の拘束・抑留その他の取り扱いを定める法律」(捕虜法)と「国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律」(人道法)は、明らかに戦争を前提とした法律であって、その存在自体が憲法第9条と相容れない性質をもっている。

日本国憲法が存在する限り、これらの法律の制定自体が許されないものであって、捕虜取り扱い・人道法の実施などという隠れ蓑に惑わされることなく、他の有事具体化法案とともに廃案とすべきである。

日本はジュネーブ条約に加盟し、1953年に国会承認を得て公布もしている。

憲法第98条からすれば、「誠実に遵守すべき締結した国際条約」にあたるものであるが、ジュネーブ条約は、軍隊を持ち国の交戦権を認めて宣戦布告手続をはじめ、憲法上軍事機構の規定をしている諸国すなわち戦争をすることもあると宣言している国家間または国家内での武力紛争にあたって、最低限守るべき人道上のルールを定めたと言う性質を持っている。

わが国は平和憲法を持つ国としてそもそもジュネーブ条約が適用されなければならないような武力紛争自体の発生を防ぐという理念をもち、その実現のために軍備を捨て、国の交戦権を放棄したものであり、ジュネーブ条約の適用がおこるような事態を想定してそれに備えることは憲法上許されないし、憲法第9条の精神を実現させる施策をとることが国連憲章その他確立された国際法の最大の履行と考えるべきである。

加えて、今回提案された捕虜・国際人道法は決して日本国領域内に限定して適用を予定

しているのではなく、むしろ国外での武力攻撃事態にあたっての自衛隊の行動を予定した仕組みが多々用意されている。

その意味で戦時国際法を国内法化したこれらの法律は、有事法制全体が「積極的に戦争をする国」になるための恐ろしい仕組みであることを示している。

## 2 交戦権放棄（憲法第9条2項）の意味と捕虜・人道法

### (1) 交戦権放棄の意味するもの

戦争時を想定して捕虜の取り扱いや戦時国際法の発動を準備する法律をつくることは、必然的に憲法第9条2項にある「国の交戦権はこれを認めない」との規定との抵触を生じる。

交戦権の解釈としては、

文字通り国家が戦争を交える権利である。

国際法上交戦国の権利とされている諸権利を意味する。

その双方である。

との3つの説があるとされ、しばしば国会論戦でとりあげられてきた。

政府の見解は日本国憲法制定当時から自衛隊の創設、1980年代の有事法制論議の時期と時代を経るにつれ変遷してきたが、それでも憲法を意識して他の国と同様の交戦権の行使はできないとしてきた。

### (2) 交戦権放棄をめぐる政府答弁

交戦権とその放棄をめぐる政府の答弁を抽出する。

「物的の面で戦争の防止をするように考える。又併せて法律的な方面のもの、手段迄も封鎖して、戦争の起こらないようにすると云うことが問題になるのでありまして、原案者はやはり物的と法律的の両方面から、戦争の起こらないようにすることが適当であろうとしたのだと思うのであります。・・・第2項の場合に於きましては、一切の場合に於ける手段を封鎖して居ります。物的に武力を持ってはならぬ、並びに人的に武力を持ってはならぬということと、法律上交戦権を認めないと云う、二段のものがありまして、これは戦争類似の行動が如何なるものであるとを問わず、働いて来るのであります。故に、相当の影響がありまして、第1項よりも第2項の関係するところが幅が広いと云うことにはなると思っております。」

「もし此の交戦権に関する規定（憲法9条第2項）がないと、相当程度迄、事実上戦争状態を現出せしむる。是がなければなかなかそうは行かない。戦争中に外国の船舶を拿捕するということも出来ないし、戦争というのは事実上の戦争状態のごとき者も始めまして、外国の船舶も拿捕するということも出来ないし、或いは又その占領地というものも、国際公法に認められる保護を受けないし、俘虜ということも起こってこないと云うことに

依りまして、だいぶん平和の実現に近い条件になるものと考えております。」(以上、1946年9月13日貴族院帝国憲法改正特別委員会における金森徳次郎國務大臣の答弁)

「アメリカ合衆国には交戦権というものがあると思います。日本では交戦権は九条二項で否定されておりますから、むろんございません。従って自衛権の行使としての限界を持った、その行動の限度内にとどまる。だからアメリカと同じように、まあかりにアメリカ合衆国がお説のようなそういう事態になって、そうして交戦権の行使としてとことんまで行動するというようなことは、日本ではそれとおなじようにできないという、自衛権にもとづく行動としての制約がございます。そこが違うと思います。」(1965年3月2日衆議院予算委員会における高辻正巳内閣法制局長官の答弁)

「憲法第9条第2項の『交戦権』とは戦いを交える権利という意味ではなく、交戦国が国際法上有する種々の権利の総称であって、このような意味の交戦権が否認されていると解している。他方、わが国は自衛権の行使にあたっては、わが国を防衛するため最小限度の実力を行使することが当然認められているのであって、その行使として相手国の兵力の殺傷および破壊を行うことは、交戦権の行使としての相手国兵力の殺傷および破壊等を行うこととは別の観念のものである。實際上自衛権の行使としての実力の行使の大要がいかなるものになるかについては、具体的な状況に応じて異なると考えられるから、一概に述べることは困難であるが、例えば相手国の領土の占領、そこにおける占領行政などは自衛のための必要最小限度を超えるものと考えている。」(1981年5月15日衆議院議員稲葉誠一に対する内閣総理大臣の鈴木善幸の答弁書)

### (3) ジュネーブ条約への参加と政府答弁

政府はこれまで、ジュネーブ条約に参加しても、その立法化を平時にはからなくてもよいとしてきた。

「この条約の一部につきましては、立法措置を要する事項があるというのは、これは事実であると私は考えます。しかしながら、これらの条項につきまして考えてみますと、多くのものにつきましては必ずしもいわゆる平時において立法をいたさなくてもわが国の現行法制のままで特に差し支えが生じることはないという面がございます。また、他方、この条約で言うておりますところの、いわゆる敵対行為が生じた場合の事態について、これに対応する条項というものがございますけれども、その点につきましてはそのような敵対行為が発生したと、敵対行為という事態が生じたという場合に立法すればいいというふうにご考えているところでございます。」(1978年10月11日参議院予算委員会における大森誠一外務省条約局長の答弁)

### 3 交戦権の行使を前提とする捕虜法

事態対処法制中の捕虜法・人道法は、明らかにこれらの政府見解の枠付けを超えて、ま

さに政府解釈にいう交戦権の行使、しかも日本の領土・領空・領海内と限定されない武力攻撃事態にあたっての交戦権の行使を前提としたものであり、有事法制が完全な戦争準備法制であることを示している。

まず、捕虜法案について検討を加える。

捕虜法案では、武力攻撃事態における捕虜の拘束、抑留その他取り扱いに関して必要な事項を定めるとし、ジュネーブ条約に基づいて拘束・抑留できるものの定義、被拘束者のうち捕虜の資格を有するものの定義、その他の被拘束者の定義などをして、被拘束者の資格認定手続を定めて三自衛隊の共同で運営する捕虜収容所に収容するとしている。

そして、捕虜収容所の運営権限者が日課を課し、逃走・自他への加害について懲戒をすることを定めている。捕虜収容所を運営する自衛官には武器の使用権限があり、信書の検閲・外部者との面会の制限、逃走した場合の再拘束にあたるものとされる。捕虜については、重傷病者・衛生要員・宗教要員であると認定した上それらの者について送還することを定め、また宣誓解放・捕虜交換・武力攻撃事態の終了による送還などを取り決めることとしている。

捕虜の資格はジュネーブ条約に従った取り扱いを受ける資格であり、戦時には一種の権利性を有している。一方「間諜」「傭兵」と認定されれば捕虜の資格がないこととなり、拘束した国の法律に基づいて犯罪者として扱われる可能性がある。とりわけ戦時に「間諜」と認定されれば生命の危険があるので、抑留資格の認定に対し当該被抑留者から審査請求による不服申立が定められている。その審査を行う抑留資格認定審査会は防衛庁におかれ、審査請求に対して裁決を下す。

捕虜収容所を設けるということ自体がショッキングであるが、武力攻撃事態がはじまれば、自衛隊が全面にでて行政機構を動かすことが端的に示されている。抑留資格認定審査会は安全保障についての識見を有する者によって構成されることから、自衛隊・防衛庁関係者が関与することは間違いのないところである。

捕虜・人道法といえば一見各国なみの法制もつかのような印象を与えるが、このような機構を持たなければならないのは、自民党政府のかつて答弁していたところでも「戦時」であり、「平時」には全く必要がない。

にもかかわらず、捕虜の取り扱いに関する法律をいま制定しようとするのは、積極的に有事＝戦時を作ろうとする意図があるのではないかと勘ぐらざるを得ないのである。

#### 4 人道法の仕組みとこれが示すもの

##### (1) 無限定な人道法の適用対象

人道法(国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律)案第1条の目的では、「国際的な武力紛争において適用される国際人道法に規定する重大な違反行為を処罰することにより、刑法等による処罰と相まって、これらの国際人同法の的確な実施の確保に資するこ

とを目的とする」とあり、武力攻撃事態の際には規定していない。

また、「重要な文化財を破壊する罪」が適用されるのは以下の事態とされている(人道法案第3条 以下、「法案」)。

ジュネーブ条約第1追加議定書第1条3に規定される事態として列挙された

- 1 第1追加議定書の締約国間におけるもの
  - 2 第1追加議定書第9条2の規定により第1追加議定書の規定を受諾し、かつ適用する第1追加議定書の非締結国と第1追加議定書の締結国の間におけるもの
- 第1追加議定書第1条の4に規定する武力紛争(第1追加議定書第9条3の規定により寄託者にあてた宣言が受領された後のもの)

つまり、ジュネーブ条約第1追加議定書が目的とする締結国、後から議定書を受諾した非締結国、締結国と闘う人民を代表する当局でジュネーブ条約の受諾を宣言した当局との間の紛争にあたって適用されることになっている。

すなわち、ジュネーブ条約の適用のある紛争において四つの犯罪類型を設けて処罰をするものであり、武力攻撃事態対処法の適用のあるいわゆる日本有事に限られない。武力攻撃事態対処法の発動がなされていない紛争において、日本国民が捕虜の送還を遅延させたり、占領地域に入植目的で国民を移送したり、占領地域からの出域を妨げることがあるのであろうか。

このような法律は、日本の自衛隊・公務員が武力攻撃事態でなく国外で占領や占領行政を行うことがあるとの前提に立たなければ必要とされないものである。

そのことは、「第3条から第6条までの罪は刑法第4条の2の例による」(第7条)とされ、条約によって処罰すべき犯罪としてすべての者の国外犯処罰規定が適用されることでも明らかである。

国際人道法の制定は決して非人道行為の抑制を目的とするのではなく、日本が積極的に海外に自衛隊を展開することを予想してジュネーブ条約上の国際的な基準を取り入れ、他国から条約の水準に達していないという批判をさけるためのものである。

## (2) 重要な文化財を破壊する罪について

法案第3条には、武力攻撃事態に限らず武力紛争において、正当な理由がないのにその戦闘行為として歴史的記念物、芸術品、または礼拝所のうち、重要な文化財として政令で定めるものを破壊した者は、7年以下の懲役に処するとある。

対象となるのは重要な文化財のうち政令で定めるものであり、政令の内容をみれば対象の性格が明確になるであろう。例えば「世界遺産に指定されている建築物」などという国内には限られない。記念物・芸術品が対象になっていることからみれば、政令の指定も「柿右衛門の壺」「レオナルド・ダ・ビンチの絵画」などとするのは細かすぎ、ある程度類型的になるのではないかと思われ、ますます国内の文化財の保護を目的とするのではなく、

海外での適用を予定することが明らかになるであろう。

### (3) 捕虜の送還を遅延させる罪について

法案第4条には、捕虜の送還に関する権限を有するものが抑留の原因となった武力紛争が終了した場合において捕虜の送還を遅延させたとき5年以下の懲役に処するとされている。

第二次大戦後のシベリア抑留を想起させる規定であるが、捕虜法案が武力攻撃事態の場合を適用場面としているのに、人道法案では武力攻撃事態に限定していない。前述のように日本の自衛隊が武力攻撃事態でなく捕虜を収容し、送還を遅延させることがあるのであろうか。

そのような事態があるとすれば、イラクに派遣された自衛隊が現地の住民を拘束し、捕虜の扱いをした場合など積極的に海外に自衛隊を送ることを予定した規定としか言いようがない。

### (4) 占領地域に移送する罪について

法案第5条の規定は、捕虜送還遅延罪よりさらに不思議な規定である。

占領に関する措置の一貫としてその国が占領した地域に入植させる目的で当該国の国籍を有する者または当該国の領域内に住所を有する者を占領地域に移送したことを5年以下の懲役に罰するというものである。

満蒙開拓団かイスラエルの占領地入植のような事態を防ぐ趣旨かと思われるが、日本の自衛隊が他国を占領し、その地域へ国民を入植させることがあるのであろうか。

### (5) 文民の出国等を妨げる罪について

法案第6条では、出国の管理に関する権限を有する者が正当な理由がないのに文民の出国を妨げたり、占領地域からの出域を妨げたりすると3年以下の懲役という。

日本の出入国管理を担当する官が正当な理由がないのに文民の出国を妨げれば刑法の職権濫用罪であって新たに刑罰規定を定める必要はない。占領地域からの出域を妨げるといって、日本の官が占領地で出域の管理の権限を有することがあるのであろうか。

あるとすればまさに占領地行政であって、政府のこれまでの国会答弁でも、そのような行政権限は交戦権の行使との関係で日本が行使できないとされていたはずである。しかもこれが武力攻撃事態だけでなく武力紛争にも適用されるというのは恐ろしい限りと言わなければならない。

### (6) その他

ジュネーブ条約の実施という面からは、捕虜虐待罪、違法抑留罪などが設けられなけれ

ばならないようであるが、その規定はない。

刑法や国家公務員法などで処罰するとの趣旨であろうか。

#### 5 捕虜・人道法からみた戦争法制の本質

今回の法案は、交戦権の行使を定めるものであり、かつ武力攻撃事態でなくとも自衛隊が海外において捕虜移送・占領・文民保護にあたる場面があること想定したものであり、全面的な海外派兵を予定したものである。二重の憲法違反であるうえ、有事法制全体の役割を「日本が攻められるときの備え」から「日本が攻めていくときの備え」に変えてしまうおそれがある。これらの法案が有事関連法案として一括審議となっているが、捕虜・人道関係法案があることにより、有事関連法案の本質が浮かび上がってきている。

憲法に全く相容れない戦争法制＝事態対処法制は廃案にされねばならない。

( 藤 木 邦 顕 )